



Think Automation and beyond...

第69期 定時株主総会 招集ご通知

2016年3月期 [2015年4月1日~2016年3月31日]

日 時 2016年6月17日(金曜日) 午後3時
(受付開始:午後1時30分予定)

場 所 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号
当会社本店 2階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 ストックオプションとして発行する
新株予約権の募集事項の決定を
当社取締役会へ委任する件

CONTENTS

第69期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
【添付書類】	
事業報告	15
連結計算書類・計算書類	37
監査報告書	39
参考資料	43

議決権の行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利です。是非とも議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。詳細は3頁をご覧ください。

株主総会に
ご出席いただける場合



会場受付にて
議決権行使書用紙をご提出

株主総会に
ご出席いただけない場合

2016年6月16日(木)午後5時15分まで



郵送または
インターネットによりご行使

第69期定時株主総会招集ご通知

株主の皆さまへ

社会に「安全」と「安心」を提供し、
企業価値の向上を図ります。

代表取締役会長兼社長

舩木俊之



皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

1945年に和泉商会として創業した当社は、昨年11月に70周年を迎えることができました。

これもひとえに株主さま、お客さまをはじめとするIDECを取り巻くステークホルダーの皆さまのご支援の賜物であると厚く感謝し、御礼申しあげます。

創業以来、制御機器を核とするさまざまな製品・サービスを世に送り出し、「企業の発展を通じて社会に貢献する」という企業目標のもと、長年にわたり、ものづくり現場の安全性・操作性・信頼性の向上に貢献し続けていることは私たちの大きな誇りとなっています。

そして今、事業のグローバル化や、IoT (Internet of Things) の広がり、ロボット革命といった産業構造の大きな変化が進んでいますが、これまで培ってきた技術力をベースに、市場動向、顧客ニーズに基づく製品・サービスを戦略的に投入し、制御機器を中心とした既存ビジネスの強化を図るとともに、社会的ニーズに応える環境分野を中心とした新規事業の拡大を通じて社会に「安全」と「安心」を提供し、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2016年5月27日

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2016年6月17日（金曜日）午後3時（受付開始：午後1時30分予定）

2. 場 所 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号
 当会社本店 2階ホール
 （末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項 1. 第69期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
 第2号議案 監査役2名選任の件
 第3号議案 ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件

4. 招集にあたっての決定事項 3頁「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

5. 株主総会参考書類および招集通知添付書類に関する事項 (1) 法令および定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知添付書類のうち、以下の事項を当社ウェブサイト (<http://jp.idec.com>) に掲載しております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に加えて上記①～②も含まれております。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、以下の3つの方法のいずれかにて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

1 株主総会へ出席する場合



本ご通知をご持参のうえ、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2016年6月17日(金)
午後3時(受付開始:午後1時30分予定)

2 議決権行使書を郵送する場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

行使期限

2016年6月16日(木)
午後5時15分到着分まで

3 インターネットによる議決権行使の場合



次頁をご参照のうえ、議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にて各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2016年6月16日(木)
午後5時15分送信分まで

- 当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- 郵送またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合、またはパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより 議決権を行使される場合

議決権行使専用サイト

<http://www.web54.net>



[アクセス用QRコード]

【インターネットによる議決権行使に 関するお問い合わせ】

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)

 **0120-652-031**

受付時間/9:00~21:00



【パソコン、スマートフォン向け】

⇒ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ⇒

- 本サイトのご利用にあたっては、下の「インターネットによる議決権行使について」をダウンロードし、記載の内容をよくお読みください。
[インターネットによる議決権行使について](#)
- 上記記載の内容をご了承いただいた方は、【次へますし】ボタンをクリックして「議決権行使ウェブサイト」をご利用ください。

次へますし 閉じる

<その他のご案内>

- 当業に通信電子設備のためのメールアドレス指定を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 当業に通信の電子メールは郵便を伴っていない純粋に所有の状態で、同時に監視されているメールアドレスなどの変更・解約を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や株主名簿住所の異動履歴などの両方の住所変更はこちらをご利用ください。

本サイトのご利用にあたっては、Microsoft® Internet Explorer Ver. 9.0.81031.0
およびAdobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0.2009または、Adobe® Reader® Ver. 6.0.0以降を推奨し、
800×600ピクセル以上の解像度での表示を推奨いたします。
なお、通信環境以外でのご利用や、通信環境下でもWebブラウザの動作によっては、
ご利用できない、もしくは低速もしくは通信エラーの可能性があります。



【携帯電話向け】

◆議決権行使◆

本サイトのご利用にあたっては、下の「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みください。本サイトは、[ご利用可能な電話番号](#)がSSL対応のものに限定されています。なお、招集ご通知をお手元にご用意の上、ご利用ください。

[「インターネットによる議決権行使について」](#)

上記記載内容をご了承くださる方は、【次へ】を押して進んでください。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し[ログイン]をクリックしてください。

2 パスワードを入力する

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し[次へ]をクリックしてください。

3 パスワードを変更し、登録する

パスワードを変更してください。変更後の新しいパスワードはご自身で管理願います。

4 議決権を行使する

画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。また、取締役会の透明性の向上と監督機能のさらなる強化を目的に、社外取締役1名を増員することといたしました。

つきましては、取締役7名（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	再任 船木俊之 ^{ふなき とし ゆき}	代表取締役会長兼社長 代表執行役員
2	再任 船木幹雄 ^{ふなき みき お}	代表取締役専務 専務執行役員
3	再任 藤田慶二郎 ^{ふじ た けいじろう}	取締役
4	再任 中川剛 ^{なか がわ たけし}	社外 独立 取締役
5	再任 八田信男 ^{はっ た のぶ お}	社外 独立 取締役
6	再任 山本卓二 ^{やま もと たく じ}	社外 独立 取締役
7	新任 金井美智子 ^{かな い みちこ}	社外 独立

(注)第1号議案に関する注記は11頁に記載しております。

1 船木 俊之

再任

1947年8月30日生

所有する当社の株式の数 406,035株

取締役会出席率(2015年度) 100%(7/7回)



略歴 (地位および担当)

- 1975年10月 IDEC CORPORATION Executive Vice President
- 1985年7月 当社 取締役
- 1990年12月 当社 常務取締役
- 1994年6月 当社 専務取締役
- 1997年6月 当社 代表取締役社長
- 2000年4月 当社 代表執行役員(現任)
- 2006年6月 当社 代表取締役会長兼社長(現任)

取締役候補者とした理由

代表取締役会長兼社長を歴任しており、その豊富な経験と実績をもって継続企業としての持続的な成長を目指すため、現在の職務を担っていただくことが最適であると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

IDEC CORPORATION Chairman, C.E.O.

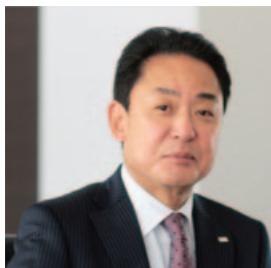
2 船木 幹雄

再任

1953年1月17日生

所有する当社の株式の数 195,595株

取締役会出席率(2015年度) 100%(7/7回)



略歴 (地位および担当)

- 1979年6月 IDEC CORPORATION 入社
- 1991年6月 IDEC CORPORATION Vice President
- 1993年4月 当社 入社
- 1997年6月 当社 取締役
- 1999年4月 当社 執行役員IT(インフォメーションテクノロジー)担当
- 2003年5月 当社 専務取締役
- 2003年5月 当社 専務執行役員(現任)
- 2006年6月 当社 代表取締役専務(現任)

取締役候補者とした理由

当社および当社グループ会社で長年にわたり経営に携わり、海外事業を中心に豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績が、当社の持続的な成長に繋がると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

IDEC CORPORATION President, C.O.O.

3

ふじ た けい じ ろう
藤田 慶二郎

再任

1946年12月7日生

所有する当社の株式の数 778,768株

取締役会出席率(2015年度) 100%(7/7回)

略歴 (地位および担当)

1977年 3月 当社 入社
 1992年 5月 エリデック株式会社 取締役
 1992年 6月 当社 取締役
 1997年10月 エリデック株式会社 代表取締役社長
 1998年 6月 当社 上級執行役員(現常務執行役員)
 2008年 6月 当社 取締役(現任)

取締役候補者とした理由

当社および当社グループ会社で長年にわたり事業運営に携わり、また人事担当執行役員としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。これらの経験と知識が、当社の経営体制の強化に繋がると判断し、昨年に引き続き候補者といたしました。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

4

なか がわ
中川たけし
剛

再任

社外

独立

1941年9月13日生

所有する当社の株式の数 25,689株

取締役会出席率(2015年度) 100%(7/7回)

略歴 (地位および担当)

1998年 6月 株式会社東芝 常務
 2000年 6月 同社 上席常務
 2003年 6月 同社 取締役執行役専務
 2004年 6月 同社 取締役代表執行役副社長
 2006年 6月 同社 常任顧問
 2007年 6月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

電機業界をグローバルに捉えた豊富な知識・経験と経営手腕を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者といたしました。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

5 はつ た のぶ お 八田 信男

再任

社外

独立

1946年12月13日生

所有する当社の株式の数 8,028株

取締役会出席率(2015年度) 100%(7/7回)



略歴 (地位および担当)

- 1997年 6月 ローム株式会社 取締役海外営業本部長
- 2003年 7月 同社 取締役渉外担当
- 2004年 9月 同社 取締役管理本部長
- 2009年 12月 同社 取締役特命担当
- 2011年 6月 同社 チーフアドバイザー
- 2012年 6月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

半導体業界において長年にわたり海外事業を中心に携わっており、その豊富な知識と経験を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

株式会社ファーマフーズ 社外監査役

6 やま もと たく じ 山本 卓二

再任

社外

独立

1949年11月26日生

所有する当社の株式の数 1,851株

取締役会出席率(2015年度) 100%(6/6回)



略歴 (地位および担当)

- 1995年 9月 OMRON MANAGEMENT CENTER OF EUROPE 副社長
- 2001年 6月 オムロン株式会社 執行役員
- 2003年 4月 同社 コントロール機器統轄事業部統轄事業部長
- 2005年 6月 同社 執行役員常務
- 2009年 4月 OMRON MANAGEMENT CENTER OF AMERICA, INC. CEO
- 2015年 6月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

制御機器業界において長年にわたり海外事業の立ち上げ、事業戦略の立案・遂行を中心に携わっており、その豊富な知識と経験を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

7

かな い み ち こ
金井 美智子

新任

社外

独立

1955年6月16日生

所有する当社の株式の数

0 株



略歴 (地位および担当)

- 1990年 4月 大阪弁護士会 登録
大江橋法律事務所 (現弁護士法人大江橋法律事務所)
入所
- 1998年 4月 同所 パートナー
- 2002年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 (現任)
- 2007年 6月 株式会社ユー・エス・ジェイ 社外監査役 (現任)
- 2015年 6月 コンドーテック株式会社 社外取締役 (現任)
- 2015年 6月 三共生興株式会社 社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に関する高度な専門的知識を有しており、当社とは利害関係のない独立的な立場において、当社の経営全般に対局的確かつ有意義な助言をいただくことが期待できることから、取締役会の透明性の向上と監督機能のさらなる強化に繋がるかと判断し、新任の候補者としていたしました。

重要な兼職の状況

弁護士 (弁護士法人大江橋法律事務所 社員)
コンドーテック株式会社 社外取締役
三共生興株式会社 社外監査役
株式会社ユー・エス・ジェイ 社外監査役

〈社外役員の独立性についての考え方〉

当社では積極的に社外役員を任用しており、その際には高度な専門的知識を有する方、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある方を選任しております。また、社外役員が以下のいずれにも該当する場合、独立性を有するものと考えております。

- (1) 当社 (当社グループ会社含む、以下同じ) の業務執行者ではないこと。
- (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
- (3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと。
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家 (それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者) ではないこと。
- (5) 当社から一定額以上の寄付または助成を受けている者ではないこと。
- (6) 当社の大株主、またはその業務執行者ではないこと。
- (7) 取締役または監査役に選任される前の5年間に上記 (1) から (6) に該当していないこと。
- (8) 上記 (1) から (6) のいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族ではないこと。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役阪本政敬氏、川人正孝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="margin-right: 5px;">さか</div> <div style="margin-right: 5px;">もと</div> <div style="margin-right: 5px;">まさ</div> <div style="margin-right: 5px;">のり</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> 阪本政敬	監査役
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="margin-right: 5px;">かわ</div> <div style="margin-right: 5px;">ひと</div> <div style="margin-right: 5px;">まさ</div> <div style="margin-right: 5px;">たか</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> 川人正孝	監査役

(注)第2号議案に関する注記は11頁に記載しております。

1 **阪本政敬**

1942年1月31日生



所有する当社の株式の数	8,012株	取締役会出席率(2015年度)	100%(7/7回)
		監査役会出席率(2015年度)	100%(9/9回)

略歴 (地位)

- 1970年4月 大阪弁護士会 登録
- 1991年4月 大阪弁護士会 副会長
- 2002年6月 日本弁護士連合会 研修委員長
- 2004年6月 当社 監査役(現任)
- 2009年11月 大阪府入札監視委員会 委員長

社外監査役候補者とした理由

弁護士として法律に関して高度な専門的知識を有し、その豊富な知識と高い見識に基づく監査能力をもって当社の監査体制の強化に寄与していただいており、独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

弁護士 (関西中央法律事務所 代表)



2 かわ ひと まさ たか
川人 正孝

再任 社外 独立

1948年4月15日生

所有する当社の株式の数 4,486株 取締役会出席率(2015年度) 100%(7/7回)

監査役会出席率(2015年度) 100%(9/9回)

略歴(地位)

- 2000年7月 社税務署長
- 2005年7月 西宮税務署長
- 2007年7月 神戸税務署長
- 2008年9月 川人正孝税理士事務所 開設
- 2010年6月 当社 監査役(現任)

社外監査役候補者とした理由

税務署での勤務、また税理士として専門的知識を有していることから、会計および税務に関する当社の監査体制の強化に寄与していただいております。独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、引き続き候補者といたしました。

重要な兼職の状況

税理士(川人正孝税理士事務所 所長)

[第1号議案に関する注記]

1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 金井美智子氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏、金井美智子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。また、取締役候補者金井美智子氏につきましては、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立性を有していると判断しており、独立役員に指定する予定であります。
5. 中川剛氏が取締役を務めていた株式会社東芝、および八田信男氏が取締役を務めていたローム株式会社と当社との間には取引関係がありますが、2015年度における取引規模はいずれも連結売上高の1%未満であり、独立性に問題はありません。
6. 取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって中川剛氏は9年、八田信男氏は4年、山本卓二氏は1年となります。
7. 当社は取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 取締役候補者金井美智子氏が原案どおり選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額といたします。

[第2号議案に関する注記]

1. 監査役候補者阪本政敬氏、川人正孝氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者阪本政敬氏、川人正孝氏は、社外監査役候補者であります。
3. 監査役候補者阪本政敬氏、川人正孝氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役候補者阪本政敬氏、川人正孝氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって阪本政敬氏は12年、川人正孝氏は6年となります。
5. 当社は監査役候補者阪本政敬氏、川人正孝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集する理由

当社従業員の意欲や士気を高め、当社グループ業績の向上や国際競争力の増大に資することを目的として、以下の要領により金銭の払込みを要することなく新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

535個

3. 新株予約権の払込金額

無償とする。(本件新株予約権につき金銭の払込みを要しない。)

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式53,500株を総株数の上限とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における終値平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 新株予約権の権利行使期間

2018年7月1日から2020年6月30日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。
ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

② その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑥ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果



- 国内:安全関連機器や自動認識機器の売上が伸長
- 海外:北米地域において制御用操作スイッチなどの売上が伸長



- 主として増収効果による



- 主として増収効果による



- 主として事業再編損の計上による

当連結会計年度における世界経済は、中国を中心としたアジア経済が減速するなど先行きの不透明感が強まったものの、堅調な米国経済に支えられて全体としては緩やかな回復基調で推移しました。また、わが国経済においては、個人消費や国内設備投資が堅調な一方、中国経済の減速の影響や、年度後半にかけての円高基調などにより、緩やかな回復基調が続くなかにも一部弱さが見られる状況となりました。

当社グループを取り巻く環境については、工作機械受注の鈍化が見られることなどから、当社が所属する一般社団法人日本電気制御機器工業会の出荷高が前年度に対して減少するなど、力強さに欠ける状況となっております。

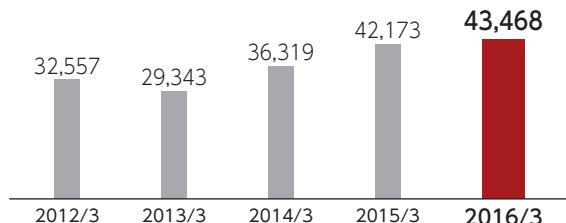
このような状況のなか、当社の国内売上高は、主力の制御用操作スイッチや、イネーブルスイッチなど安全関連機器の売上が伸長したことに加え、新規事業として取り組んでいる自動認識機器事業が拡大したことなどにより、275億7千9百万円(前期比4.0%増)となりました。また、海外売上高は、北米地域において制御用操作スイッチや小形プログラマブルコントローラの売上が伸長したことや、中国において安全関連機器などの売上が伸長した結果、158億8千8百万円(前期比1.6%増)となりました。その結果、当連結会計年度の売上高としては、434億6千8百万円(前期比3.1%増)となりました。

利益面におきましては、営業利益は、前期に比べ、増収効果や収益性の高い主力製品群が伸長したことにより31億7千6百万円(前期比9.1%増)となり、経常利益は、31億8千2百万円(前期比0.7%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、収益性の向上を目的とした構造改革のためにLEDおよびパワーコンディショナ関連事業の再編を実施したことに伴う事業再編損を計上したことにより17億8百万円(前期比18.5%減)となりました。

【財産および損益の状況の推移】

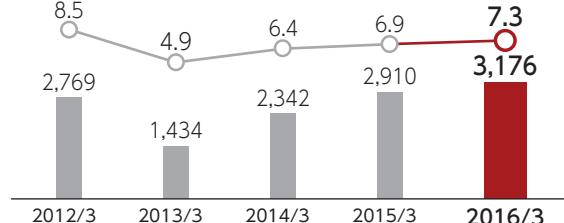
売上高

(百万円)



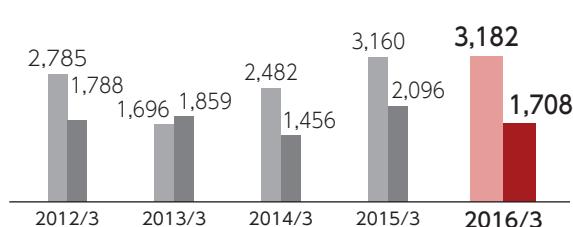
営業利益 & 営業利益率

■営業利益(百万円) ○営業利益率(%)



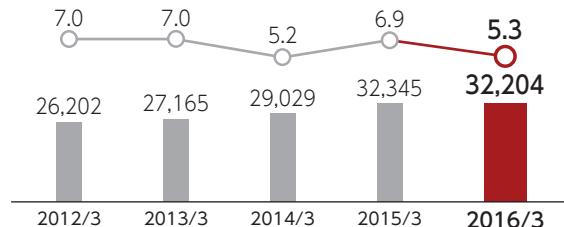
経常利益 & 親会社株主に帰属する当期純利益

■経常利益(百万円) ■親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



純資産 & ROE

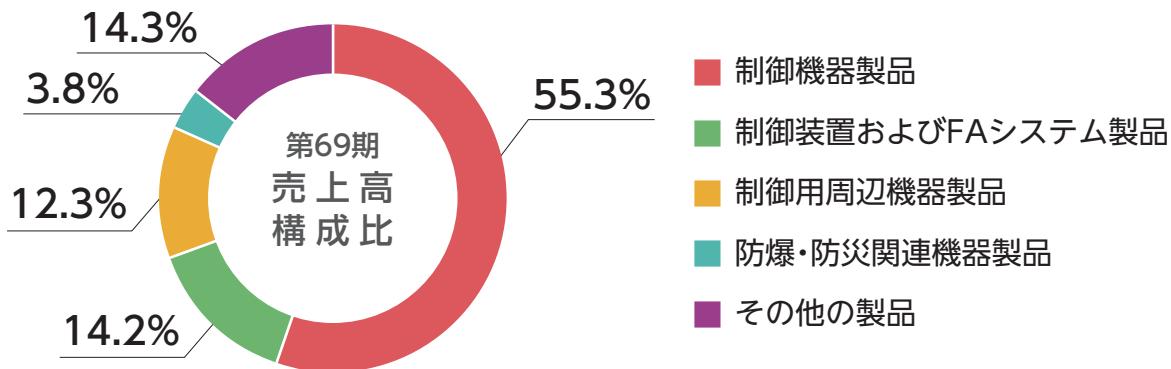
■純資産(百万円) ○ROE(%)



項目	期別	2012年3月期					2016年3月期
		2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期 (当連結会計年度)	
売上高	(百万円)	32,557	29,343	36,319	42,173	43,468	
営業利益	(百万円)	2,769	1,434	2,342	2,910	3,176	
経常利益	(百万円)	2,785	1,696	2,482	3,160	3,182	
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,788	1,859	1,456	2,096	1,708	
1株当たり当期純利益	(円)	57.48	61.03	49.14	69.45	56.50	
総資産	(百万円)	38,538	42,496	45,778	49,378	49,328	
純資産	(百万円)	26,202	27,165	29,029	32,345	32,204	
1株当たり純資産	(円)	836.67	914.98	959.56	1,062.53	1,057.28	
ROE(自己資本利益率)	(%)	7.0	7.0	5.2	6.9	5.3	

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

【製品別売上高】



■ 制御機器製品

売上高 **240億5千5百万円** (前期比 **6.6%**増)

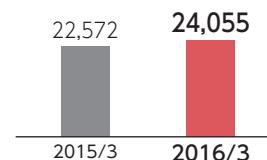


主要な
事業内容

HMI(人と機械がふれあう環境)の核となる盤面機「制御用操作スイッチ」「表示灯」、現場の安全システムを実現する「安全関連機器」などの製造、販売。

主に日本や北米において、主力の制御用操作スイッチや、イネーブルスイッチなどの安全関連機器の売上が伸びました。

■ 売上高の推移 (百万円)



■ 制御装置およびFAシステム製品

売上高 **61億9千1百万円** (前期比 **0.5%**増)

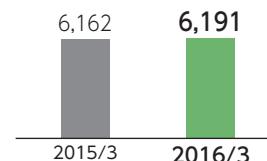


主要な
事業内容

人と機械の対話機器「プログラマブル表示器」「ペンダント」、機械・装置の頭脳役をする「プログラマブルコントローラ」、バーコードリーダーをはじめとする「自動認識機器」などの製造、販売。

プログラマブルコントローラの売上が減少したものの、日本において自動認識機器製品の売上が伸びました。

■ 売上高の推移 (百万円)



制御用周辺機器製品

売上高 **53億4千1百万円** (前期比 2.6%増)

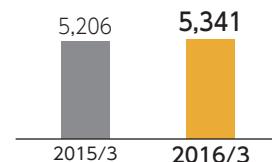


主要な事業内容

機械・装置など制御部分のベーシックな機器「スイッチング電源」「端子台」「ソケット」「コントロールボックス」などの製造、販売。

端子台などの売上は減少したものの、日本においてスイッチング電源の売上が好調に推移しました。

売上高の推移 (百万円)



防爆・防災関連機器製品

売上高 **16億5千2百万円** (前期比 2.9%増)

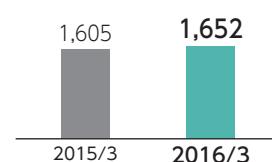


主要な事業内容

爆発性のガスが存在する現場での事故を未然に防ぐ「本質安全防爆機器」「耐圧防爆機器」「内圧防爆機器」などの製造、販売。

日本を中心に、防爆LED照明や防爆形操作盤などの売上が伸長しました。

売上高の推移 (百万円)



その他の製品

売上高 **62億2千6百万円** (前期比 6.0%減)

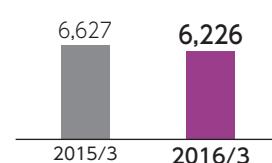


主要な事業内容

環境関連ビジネスである「太陽光発電用電力マネジメントシステム」「産業用太陽光発電システム」の提供、その他「微細気泡発生装置」「施設用LED照明」「HMIソリューション製品」などの製造、販売。

太陽光発電関連事業は好調だったものの、環境関連事業全体としては減少しました。

売上高の推移 (百万円)



② 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況 (2016年3月31日現在)

Japan

売上高 275億7千9百万円 (前期比 4.0%増)

制御用操作スイッチや安全関連機器に加え、自動認識機器製品の売上が伸びました。

Europe

売上高 19億2千万円 (前期比 1.0%減)

プログラマブルコントローラの売上は増加したものの、その他の製品の売上が減少しました。

Asia/Pacific

売上高 79億7千7百万円 (前期比 1.2%増)

上期までは堅調に推移したものの、中国の景気減速の影響もあり、伸び率が鈍化しました。

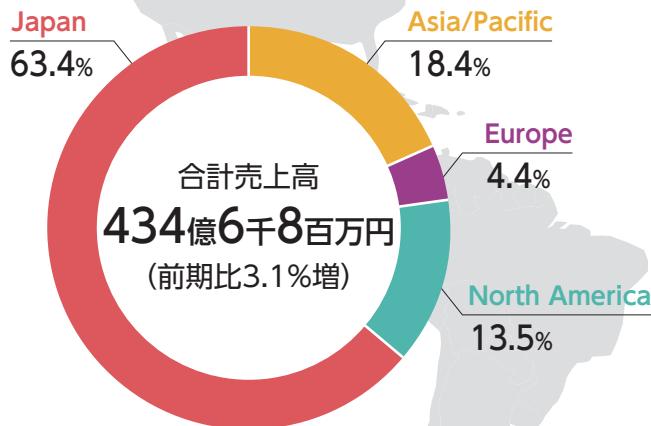
重要な子会社

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
A IDECシステムズ&コントロールズ株式会社	大阪府	170百万円	100%	産業用太陽光発電システム設備の提供、セキュリティシステムの販売
B IDECロジスティクスサービス株式会社	兵庫県	10百万円	100%	制御機器の饜装組立・物流業務受託
C IDECエンジニアリングサービス株式会社	愛知県	10百万円	100%	制御機器の販売・エンジニアリング
D IDEC AUTO-ID SOLUTIONS株式会社	大阪府	300百万円	100%	自動認識機器の販売
E 株式会社コーネット	愛知県	33百万円	100%	制御用周辺機器・制御盤関連機器の製造・販売
F IDEC CORPORATION	米国	4,800千米ドル	100%	制御機器の製造・販売
G IDEC Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	1,125千豪ドル	100%(100%)	制御機器の販売
H 台湾愛徳克股份有限公司	台湾	60,000千台湾ドル	100%	制御機器・部品の製造・販売
I 蘇州和泉電気有限公司	中国	7,041千米ドル	100%(21%)	制御機器・部品の製造・販売
J 台湾和泉電気股份有限公司	台湾	15,000千台湾ドル	70%	制御機器の販売

North America

売上高 58億7千2百万円 (前期比 3.1%増)

制御用操作スイッチなどが堅調に推移したほか、円安効果などもあり増収となりました。



当社の主要な拠点

名称	所在地
本社	大阪府
東京本社	東京都
技術研究センター	大阪府
筑波事業所(工場)	茨城県
尼崎事業所(工場)	兵庫県
福崎事業所(工場)	兵庫県
滝野事業所(工場)	兵庫県
亀野物流センター	兵庫県
仙台営業所	宮城県
東京営業所	東京都
名古屋営業所	愛知県
大阪営業所	大阪府
広島営業所	広島県
福岡営業所	福岡県

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
K IDEC HONG KONG CO., LTD.	香港	5,000千香港ドル	100%	持株会社
L IDEC IZUMI (H.K.) CO., LTD.	香港	15,600千香港ドル	100%(100%)	制御機器の販売
M 愛徳克電気貿易(上海)有限公司	中国	300千米ドル	100%(100%)	制御機器の販売
N 愛徳克電子科技(上海)有限公司	中国	2,000千人民币	100%(100%)	電子製品用ソフトウェア・回路の設計開発
O 和泉電気自動化控制(深圳)有限公司	中国	200千米ドル	100%(100%)	制御機器の販売
P 和泉電気(北京)有限公司	中国	200千米ドル	100%(100%)	制御機器の販売
Q IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.	シンガポール	1,000千シンガポールドル	100%	制御機器の販売
R IDEC ASIA (THAILAND) CO., LTD.	タイ	250,000千バーツ	100%	制御機器・部品の製造・販売
S IDEC Elektrotechnik GmbH	ドイツ	102千ユーロ	100%	制御機器の販売

(注) 出資比率の()内は、間接所有比率(内数)であります。

③ 対処すべき課題

社会的ニーズに対応することで企業価値の最大化を追求します。

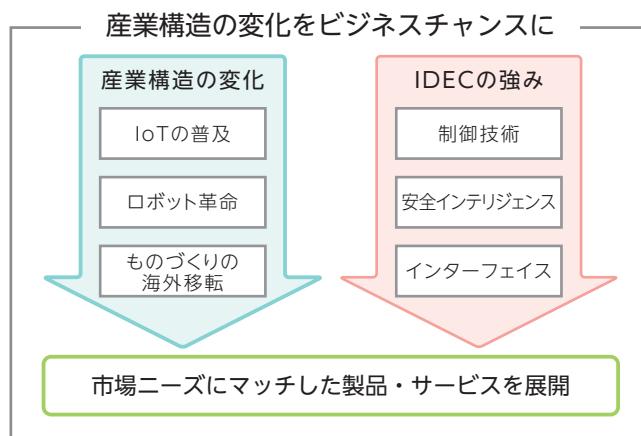
世界の経済情勢は、欧米は比較的堅調に推移するものの、中国経済減速の影響がアジア地域全般に波及し、わが国経済においても先行き不透明な状況で推移するものと予測されます。

このような状況のもと当社グループでは、基盤事業での収益性向上、環境・エネルギー分野を中心とした新規事業拡大に取り組んでおります。

1. 既存事業の強化

既存事業分野においては、IoTの普及やロボット活用現場の広がりなど産業構造が変化するなか、IDECが強みをもつ「人と機械とのインターフェイス」や「安全機器」などの技術・ノウハウを活かしながら、成長する分野のニーズに応じた製品・サービスを展開してまいります。このようなニーズに対応するために必要な技術・製品・販路といったリソースを得るために、M&Aも含めた戦略的なパートナーシップ構築にも取り組んでまいります。

また、プロダクト・ライフサイクル・マネジメントを徹底し、ユーザーメリットの高い製品、売れ筋製品にラインアップを集約することで収益性向上を図るとともに、生産・管理の効率化のため、設計・材料の見直し・統一化といった取り組みを行ってまいります。生産面においては、現地ニーズに応える製品を需要地で生産する、「地産地消」の取り組みを強化しており、中国の生産子会社の自動化・省力化を進めています。販売面においては、北米、欧州地域の拠点集約・機能強化による販売網の見直しを行っていますが、アジア・パシフィック地域においても、マーケティング機能強化のため、シンガポール子会社を地域の統括拠点として位置づけ、域内全体を見据えた事業戦略立案と実行を効率的に進めてまいります。



2. 新規事業の拡大

社会的ニーズの高い再生可能エネルギーの普及促進のため、IDECグループがもつコア技術を活かした、パワーコンディショナやエネルギーマネジメントシステム、メガソーラー事業を展開しているほか、エネルギー変換効率の最適化を実現するマイクロインバータなどの開発を進めています。

また、国内外で高い技術力が評価されているファインバブル(微細気泡)生成技術については、専任組織を立ち上げ事業化を進めているほか、食糧問題の解決を目指して実証実験を進めてきた農業システムのワンストップソリューションビジネスをグローバルで展開してまいります。

ほかに、これまで培ってきた「ものづくり安全」の知見を活かし、人とロボットが協働する次世代のものづくり現場における「協調安全ロボットシステム」の提案や、ロボットセンターの開設など、安全を強みとしたロボットのシステムインテグレータとして、新しいビジネスの立ち上げを進めています。

自動認識機器事業については、さらなる事業拡大のため、制御技術で培った技術を活かした自社製品の開発、市場投入を推進してまいります。

社会・環境に貢献するこれらの取り組みを新たな収益の柱とし、中長期的な企業の発展を目指してまいります。

社会的ニーズに技術力と提案力で貢献

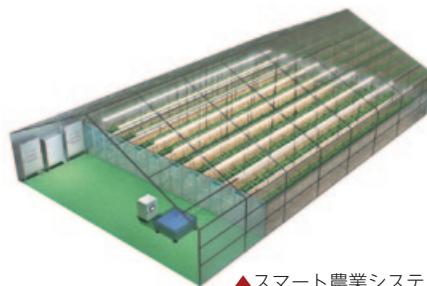
ultrafine Galf



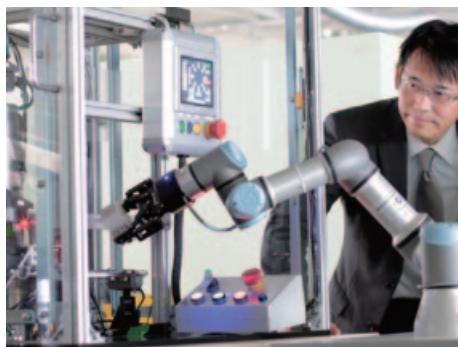
agri Galf



◀さまざまな用途向けに展開するファインバブル発生装置



▲スマート農業システムの実現に制御・LED・ファインバブル技術などで貢献



▲人とロボットが協働する時代に向けた安全システムを提案

■ 持続的な成長に向けて、さまざまな取り組みにチャレンジしていきます



伸びる業界・アプリケーションに向けた 販売・マーケティング戦略を展開してまいります。

常務執行役員 セールス・マーケティング担当 Arnaud Mondy

国内外の産業動向の変化を捉え、市場動向や顧客ニーズに基づいた付加価値の高い製品・サービスを提供していくため、伸びる業界・アプリケーションを軸とした販売・マーケティング戦略を展開し、伸長が見込まれる業界にフォーカスしたソリューション営業体制を整備しています。またファインバブル生成技術を活かした新規事業の拡大を図ってまいります。

最適な製品ラインアップで お客さま、パートナーと「Win-Win」の関係を実現。

執行役員 機器製品事業担当 河中 泰治

当社の主力事業である制御機器製品事業のさらなる拡大、収益性の向上を図るため、製品機種数の集約や、機構部品の統一を進めています。これらにより、パートナーや当社の管理効率向上を図るとともに、お客さまにとってもより使いやすい、安全性の高い製品をお届けすることができ、お客さま、パートナー、当社のそれぞれにとってメリットのある「Win-Win」を実現する取り組みとなります。



IDECの制御・環境技術で 農業の工業化を実現してまいります。

IDECシステムズ&コントロールズ株式会社 アグリシステム事業部 小川 隆宏

IDECグループでは、これまで培ってきた制御技術、LED技術、ファインバブル生成技術などをコアとした、安全・安心な農産物の安定的な生産技術の提供を事業として行っています。設備の設計・施工、メンテナンス、農業指導、販売戦略まで提案できる、トータルソリューションパートナーとして農業の工業化を行ってまいります。

3. CSRへの取り組み

当社は、1945年の創業以来、「企業の発展を通じて社会に貢献する」ことを経営の基本方針のひとつとしており、長年の安全関連製品の開発実績に基づく「安全の普及」と「地球環境保護への貢献」をCSR活動の中心に据えております。また、国連グローバル・コンパクトへの参加企業として、企業の社会的責任を果たすための取り組みを積極的に推進しております。

安全分野では、ものづくりに関する豊富な知識・経験と、機械安全に対する高度な知見を有した多数のセーフティ・アセッサ有資格者を各部門に配置し、安全思想の社会への浸透および当社製品への反映、安全性と生産性の両立を目指した安全コンサルティングを国内やアジア地域で展開しております。今後も、このような「安全をつくる」活動をさらに推進してまいります。また、IoTなどの進展により、人と機械・ロボットが協働する時代が本格化するなか、当社では、高次元の安全を実現する次世代の安全思想「Safety 2.0」（協調安全）の概念に基づき、システム構築や安全対策コンサルティングなどを通じて、この次世代の安全思想の普及にも取り組んでまいります。

地球環境保護という点におきましては、再生可能エネルギーの活用促進という観点から、産業用から住宅用まで幅広い範囲で太陽光発電における電力マネジメント事業に取り組むとともに、発電事業者としても太陽光発電所を運営し、環境・エネルギー問題への貢献に努めております。さらに、制御技術やファインバブル生成技術といった当社の技術・製品を用いた農業プラントの提案などを通じて、地球環境の保護、食糧問題などの社会的な課題の解決に向け取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、グループ各社が連携して、企業価値の一層の向上に努め、株主の皆さまのご期待にお応えしたいと考えております。株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

CSR方針

IDECグループは、「社員すべてが人間性を尊重しつつ企業の発展を通じて社会経済に貢献し、人生に意義あらしめるにある」という企業目標の実現に向けて、事業活動を通じた社会貢献に積極的に取り組んでいます。



次世代の安全思想「Safety 2.0」

人の注意力や判断力によって安全を確保していた時代（「Safety 0.0」）から、機械に安全対策を施すことにより、機械自体のリスクを下げると同時に、人と機械を離すことにより安全のレベルを上げてきました（「Safety 1.0」）。しかし、現在ではより生産性を高めるために人と機械・ロボットが共存する現場が増えてきました。このことから、人とモノと環境とが協調することで、人と機械の共存領域の安全性を高く保つことが可能となる協調安全の考え、次世代の安全思想「Safety 2.0」が提唱されています。

「Safety 2.0」が生み出す多様な価値

設備を止めず安全を確保
人とロボットの協働が可能

見守り安全で社員・顧客を救う
見える化で投資効果を最大化

業種を超えたコラボレーション
安全確保の方法が多様化

4 重要な設備投資の状況

当連結会計年度は、重要な設備投資は行っていません。

5 重要な資金調達状況

当連結会計年度は、重要な資金調達は行っていません。

6 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
2,222名	113名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
789名	6名増

7 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,900百万円
株式会社みずほ銀行	1,800百万円

(注)借入金残高10億円以上を記載しております。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

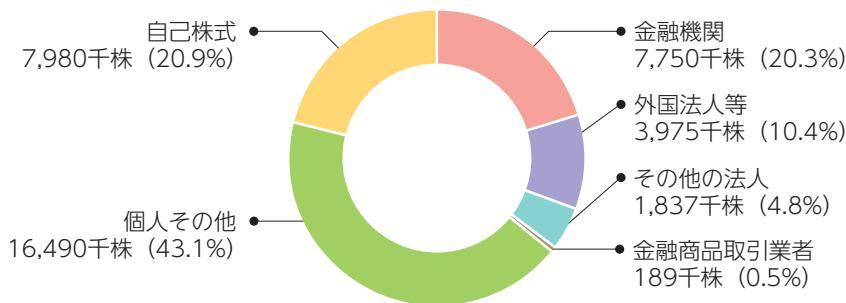
2 会社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 38,224,485株
3. 株主数 10,567名
4. 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,323	4.38
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,261	4.17
有限会社 船木興産 株式会社みずほ銀行	1,041	3.44
藤田慶二郎	812	2.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	778	2.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	624	2.06
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	580	1.92
船木恒雄	575	1.90
日本生命保険相互会社	514	1.70
DATALOGIC S.P.A	477	1.58

(注)持株比率は、自己株式(7,980千株)を控除して計算しております。

【所有者別分布】



3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

発行決議の日	2015年6月17日
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,184円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2017年7月1日~2019年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,184円 資本組入額 592円
新株予約権の行使の条件	(注) 1、2
当社従業員への交付状況	40名 500個(50,000株)
当社子会社の役員および従業員への交付状況	—

- (注) 1. 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第13回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況(2016年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	船 木 俊 之	代表執行役員 IDEC CORPORATION Chairman, C.E.O.
代表取締役専務	船 木 幹 雄	専務執行役員 IDEC CORPORATION President, C.O.O.
取締役	藤 田 慶 二 郎	
取締役	中 川 剛	
取締役	八 田 信 男	株式会社ファーマフーズ 社外監査役
取締役	山 本 卓 二	
常勤監査役	古 川 正 行	
監査役	谷 口 弘 一	公認会計士・税理士(公認会計士税理士谷口弘一事務所 所長)
監査役	阪 本 政 敬	弁護士(関西中央法律事務所 代表)
監査役	川 人 正 孝	税理士(川人正孝税理士事務所 所長)

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

(1) 取締役山本卓二氏は、2015年6月17日開催の第68期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

(2) 取締役豊蔵亮氏は、2015年4月23日に逝去により退任いたしました。

2. 取締役中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 監査役谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4. 監査役谷口弘一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役川人正孝氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 社外取締役および社外監査役の全員は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役(うち社外取締役)	7名(4名)	206百万円(13百万円)
監査役(うち社外監査役)	4名(3名)	15百万円(9百万円)
合 計	11名	222百万円

(注) 1. 上記支給額には2015年4月23日に退任した社外取締役1名に支給した報酬額等を含んでおります。

2. 当社は、2003年6月20日開催の第56期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を変更し、退職慰労金の積み上げを停止いたしました。従来退職慰労金制度の基準により在任期間中に積み上げられた退職慰労金につきましては、役員の退任時に支払わせていただく旨の決議を同定時株主総会にて行っております。これに伴い、上記支給額に含まれない退職慰労金として、2015年6月17日開催の第68期定時株主総会の決議に基づき、社外取締役1名に対して50万円支給しております。

③ 社外役員の状況

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先は27頁の「[1] 取締役および監査役の状況」に記載のとおりであり、いずれも当社との間には重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席回数	主な活動状況
中川 剛	社外取締役	[取締役会] 7/7 (100%)	主に会社役員として企業経営に携わってきた豊富な経験や電機業界をグローバルに捉えた識見に基づき、取締役会において必要かつ積極的な発言を適宜行っております。
八田 信男	社外取締役	[取締役会] 7/7 (100%)	主に会社役員として企業経営や半導体業界において海外事業に携わってきた豊富な経験に基づく識見から、取締役会において必要かつ積極的な発言を適宜行っております。
山本 卓二	社外取締役	[取締役会] 6/6 (100%)	主に制御機器業界において、海外事業の立ち上げや事業戦略の立案・遂行に携わった豊富な経験に基づく識見から、取締役会において必要かつ積極的な発言を適宜行っております。
谷口 弘一	社外監査役	[取締役会] 7/7 (100%) [監査役会] 9/9 (100%)	主に公認会計士としての豊富な経験に基づく財務および会計に関する専門的知識と識見から、取締役会および監査役会において必要かつ積極的な発言を適宜行うなど、当社の監査体制の強化に寄与しております。
阪本 政敬	社外監査役	[取締役会] 7/7 (100%) [監査役会] 9/9 (100%)	主に弁護士としての豊富な経験に基づく法律に関する専門的知識と識見から、取締役会および監査役会において必要かつ積極的な発言を適宜行うなど、当社の監査体制の強化に寄与しております。
川人 正孝	社外監査役	[取締役会] 7/7 (100%) [監査役会] 9/9 (100%)	主に税理士としての豊富な経験に基づく税務に関する専門的知識と識見から、取締役会および監査役会において必要かつ積極的な発言を適宜行うなど、当社の監査体制の強化に寄与しております。

(注) 山本卓二氏は、2015年6月17日開催の第68期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、2015年6月17日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区分	内 容	金 額
①	当社が支払うべき報酬等の額(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額)	43百万円
②	当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

6 業務の適正を確保するための体制整備に関する事項

2016年3月28日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を一部改正することを決議いたしました。主な改正箇所は下線で示しております。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コーポレートガバナンス	<p>① 当社は、積極的に社外取締役を任用し、取締役の業務の執行に対しての取締役会における監督機能の強化を図る。</p> <p>② 企業目標および経営理念に基づいた企業価値の向上を実現するために、「IDECコーポレートガバナンス・ポリシー」を定め、それに従いコーポレートガバナンスの強化を推進する。</p>
コンプライアンス	<p>① 企業倫理・コンプライアンスに関する基本姿勢を示した「IDEC行動基準」を定め、取締役および使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図り、運用を行う。</p> <p>② 企業倫理相談および内部通報のための窓口を設置し、職場での法令違反行為、社内規程違反行為、企業倫理に反する行為、嫌がらせ行為などに関する従業員の相談および通報を広く受け付ける。相談および通報の内容は当社の代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」にて審議し、法令、定款、企業倫理等に沿って対策および解決を図る。</p> <p>③ 取締役および使用人に対し、法務担当部署から、コンプライアンスおよび法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動も定期的に行う。</p> <p>④ その他取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。</p>

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存・管理体制	株主総会に関する文書、取締役会その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役が職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、文書管理規程、稟議規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティポリシー基本規程等の社内規程に従った保存、管理を行う。
------------	--

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント体制	<p>① 当社および当社グループ会社における危機をあらかじめ回避するとともに、万一危機が発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「危機管理規程」を制定し、運用を行う。</p> <p>② 「危機管理規程」に従い、当社の取締役会の承認のもとで当社の代表取締役社長を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社および当社グループ会社の平常時の危機管理および危機発生時の対応を行う。</p> <p>③ 「リスクマネジメント委員会」内には、委員長出席の『ステアリングコミッティ』と、委員長からの権限委譲に基づき危機対応を執行する『執行委員会』を設けて、危機発生時には迅速かつ適正な対応を行うことのできる体制を整える。平常時には定期的に『執行委員会』を招集し、危機に関する情報共有、発生案件についての進捗状況の確認を行い、その内容について『ステアリングコミッティ』の承認のもと、取締役会に報告を行う。</p>
-------------	--

安否確認および 復旧体制	災害等の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制作りを推進する。
-----------------	---

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行と監督の 分離	当社は、意思決定と取締役および執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行うことにより、業務執行と監督の分離を実現する。さらに、社長が議長を務める経営会議を設け、事前審議を行うとともに、取締役会からの権限委譲範囲内において意思決定を行い、取締役会の機能を強化し経営効率の向上を図る。
職務権限・監査	当社および当社グループ会社の取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務権限規程」「関係会社管理規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社 管理・報告体制	① 当社と当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項および関係会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行う。
	② 当社は、「関係会社管理規程」に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させるものとする。
	③ 海外グループ会社の役員および使用人において当社のコンプライアンスに関する基本的な姿勢について理解させるために、「IDEC行動基準」の理念等を主要言語に翻訳することにより、グローバルベースで、その内容の周知を図る。
グループ会社 監査	当社グループ会社内だけでなく、当社の内部監査室をはじめとする関係部門から当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、当社グループ会社における適正な業務の運営を維持する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の 信頼性	当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・充実にあたっては「財務報告に係る内部統制方針書」を制定し、グループ全体レベルでの推進体制を明確にするとともに、各部門・各グループ会社での自己点検および内部監査室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築する。
--------------	---

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフ	監査役の職務を補助すべき使用人の配置の必要が生じた場合、または監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ専任または内部監査部門と兼任する使用人を監査役スタッフとして配置を行うものとし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事については、任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。
---------	--

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

報告体制	<p>① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が職務執行の状況について、監査役に定期的に報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告を行う。また、監査役は当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしており、今後、監査がさらに実効的に行うことができるよう、各関係部門の協力体制の整備を図る。</p>
	<p>② 当社は、前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。</p>
費用等負担	<p>当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。</p>

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

反社会的勢力に対する取り組み	<p>市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とし、「IDEC行動基準」において正しく公正な企業であり続けることを宣言している。</p> <p>また、「危機管理規程」において、反社会的勢力を『危機』として明確に定義づけ、危機発生防止と発生時の迅速な対応を図るとともに、日常より企業防衛協議会等に参画するなど情報収集を行い「不法勢力対応マニュアル」等を策定して、警察当局、弁護士等と連携して、不当要求に備えることとしている。</p>
----------------	--

当社は内部統制システムの整備・運用を進めており、当事業年度における運用状況は下記のとおりであります。

(1) コーポレートガバナンスに関する体制

- 当社は積極的に社外役員を任用しており、取締役の業務の執行に対しての取締役会における監督機能の強化を実現させております。なお、当事業年度末において、社外取締役は3名、社外監査役は3名それぞれ任用しており、取締役会等において、経営の監督および積極的な助言をいただきました。
- コーポレートガバナンス・コード導入を受け、2016年2月に当社グループのコーポレートガバナンスに関する考え方や運営方針を定めた「IDECコーポレートガバナンス・ポリシー」を制定し、公表いたしました。

(2) コンプライアンスに関する体制

- 当社グループにおいて、コンプライアンスに関する研修会を開催し、コンプライアンス等についての基本姿勢を示した「IDEC行動基準」の活用を通じて、コンプライアンス意識の向上を図りました。
- 当社は、法令・社内規程違反、その他社会通念上不正な行為に関する相談・通報を行うための窓口として、グループ会社も対象とした「IDECホットライン」を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めました。

(3)危機管理に関する体制

- 当社グループにおける危機を回避または最小限に抑えるため「危機管理規程」に基づき、「リスクマネジメント委員会」を定期的に開催し、危機管理状況のモニタリングや早期対応等を図りました。
- 従業員とその家族の状況を迅速に把握するため「安否確認システム」を導入しており、その使用方法について「IDEC行動基準」等で明記し、周知いたしました。

(4)効率的な職務執行が行われるための体制

- 取締役会においては社外役員を交えた積極的な意見交換がなされており、当事業年度においては7回開催いたしました。また、意思決定の迅速化を図るため、「取締役会規程」および「経営会議規程」に基づき、取締役会での決議事項を除く重要事項を経営会議で決議しており、その内容を取締役会に適宜報告いたしました。
- 当社は、当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人の責任権限等を定めた「職務権限規程」および「関係会社管理規程」を制定しており、効率的な経営を推進するなかで、当事業年度においては、より機動的な意思決定を実現するため、決裁権限の一部を変更いたしました。

(5)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 当社とグループ会社が相互に協力し繁栄を図るため「関係会社管理規程」を制定しており、同規程に基づき、グループ会社から当社に対し、その業績状況等の報告を行いました。また、当社内部監査室等の関係部門からグループ会社へのモニタリング・監査を適宜実施いたしました。
- 海外グループ会社に対しても「IDEC行動基準」の理念等を周知し、グローバルベースでの啓蒙活動に取り組みました。

(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

- 財務報告の信頼性等を確保するため、内部統制の運用状況を評価いたしました。また、開示すべき重要な不備に対する手続きをより明確にする観点から「財務報告に係る内部統制方針書」を一部改定いたしました。

(7)監査役の実効的な監査を確保するための体制

- 当事業年度において監査役会は9回開催し、社外監査役を含む監査役は、内部統制システムの整備および運用状況、ならびに事業部・事業所等における往査の結果等を確認したほか、取締役会等の重要会議に出席し、積極的に意見を述べました。また、監査役は会計監査人および当社内部監査室と連携し、実効的な監査を行うことができる体制を確保いたしました。

(8)反社会的勢力排除に向けた体制

- 公正な企業であり続けることを宣言している「IDEC行動基準」の活用等を通じて、定期的に従業員に対して周知いたしました。
- 大阪府企業防衛協議会に加盟し、日常より反社会的勢力の動向に関する情報収集を行うなど、継続して不当要求に備えた体制を確保いたしました。

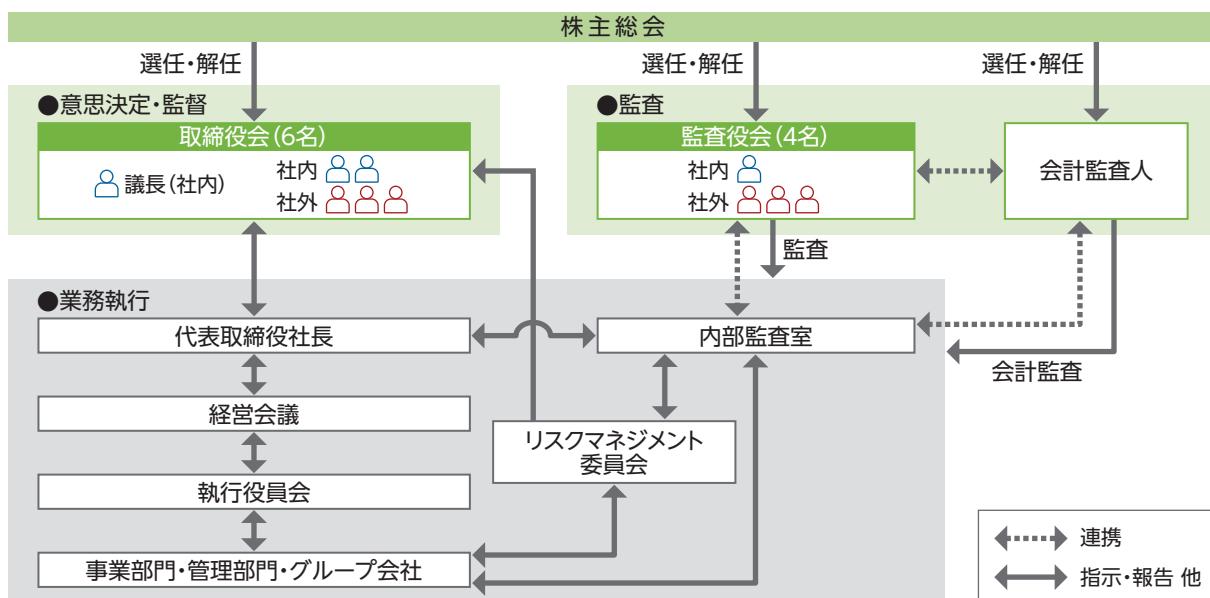
【当社のコーポレートガバナンスについて】

IDECグループでは、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに対して、経営の透明性ならびに効率性を確保することをコーポレートガバナンスの基本と考え、そのために、社外役員を積極的に任用するとともに、経営の監督機能と執行機能の分離を行い、常に透明性と効率性を重視した経営を行っております。

また、コーポレートガバナンスに対する考え方や運営方針を周知するため、「IDECコーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しており、さらなるガバナンスの強化に向けて、適宜見直しを検討してまいります。

IDECコーポレートガバナンス・ポリシー <http://jp.idec.com/ja/aboutIDEC/ir/investors/governance>

【当社のコーポレートガバナンス体制】



● 経営会議

代表取締役社長が議長を務め、経営の戦略および重要な政策の立案を行っております。その内容は、すみやかにその他の取締役および監査役に報告するとともに、執行役員等にも適宜適切に情報共有を図り、取締役会の機能強化および経営効率の向上に寄与しております。

● 執行役員会

各機能責任者を兼ねる執行役員および事業統括部長が参加し、事業目標等の進捗状況および課題についての報告を適宜行い、業務執行にあっております。

7 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関し、現時点で具体的な脅威等に晒されている事実は無く、それについて特段の基本方針を決定していませんが、従来、企業価値の向上こそが最も重要かつ有効な対応策であるとの認識のもとに経営活動を行っておりますので、今後ともその活動を一層深めるとともに、有事の際には、株主さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまの利益を毀損することなく対処できる最善の方法を考慮してまいります。

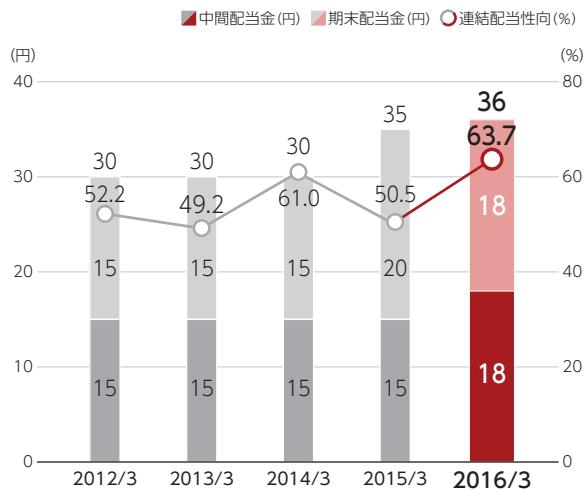
また、それらについての具体的な基本方針を会社として決定した場合には、すみやかに株主の皆さまにお知らせいたします。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社におきましては、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主さまに対する安定的な配当の維持ならびに適正な利益の還元を実施することを経営の最重要施策の一つと認識し、中長期的な観点でROE(自己資本利益率)および株主資本配当率の向上に努めてまいりました。一方で、内部留保につきましても、事業展開を勘案し、中長期的展望に立った研究開発投資、生産合理化投資、情報化投資等に有効活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化にも取り組んでおります。さらに、利益還元の機動性を確保するために、取締役会決議による剰余金の配当が実施できる旨を、当社定款第41条に規定しております。

以上の方針を踏まえ、当期の期末配当金につきましては、1株当たり18円とすることに決定いたしました。中間配当金の18円と合わせ、1株当たりの年間配当金は36円となります。今後の配当方針につきましては、引き続き中間・期末配当を着実に実施することを基本に、株主の皆さまへの利益還元を重視したうえで、業績、外部環境などの変化に対応した機動的な配当政策を展開してまいります。

【配当金の推移】

1株当たり年間配当金 **36円**

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	27,738	流動負債	15,682
現金及び預金	10,742	支払手形及び買掛金	4,065
受取手形及び売掛金	7,077	電子記録債務	1,276
有価証券	901	短期借入金	5,140
商品及び製品	4,355	1年内返済予定の長期借入金	166
仕掛品	1,183	リース債務	93
原材料及び貯蔵品	2,033	未払法人税等	396
繰延税金資産	772	繰延税金負債	0
その他の流動資産	713	未払金	712
貸倒引当金	△42	未払費用	1,565
固定資産	21,590	前受金	981
有形固定資産	18,151	預り金	673
建物及び構築物	8,321	製品保証引当金	220
機械装置及び運搬具	1,131	その他の流動負債	389
工具器具及び備品	762	固定負債	1,441
土地	7,438	社債	50
リース資産	230	長期借入金	41
建設仮勘定	265	リース債務	154
無形固定資産	771	繰延税金負債	23
ソフトウェア	264	役員退職慰労引当金	71
リース資産	45	退職給付に係る負債	1,012
のれん	358	資産除去債務	76
その他の無形固定資産	102	長期未払金	6
投資その他の資産	2,666	その他の固定負債	3
投資有価証券	1,479	負債合計	17,124
長期貸付金	470	純資産の部	
繰延税金資産	189	株主資本	31,077
その他	568	資本金	10,056
貸倒引当金	△41	資本剰余金	9,723
資産合計	49,328	利益剰余金	18,146
		自己株式	△6,848
		その他の包括利益累計額	898
		その他有価証券評価差額金	461
		為替換算調整勘定	519
		退職給付に係る調整累計額	△82
		新株予約権	21
		非支配株主持分	206
		純資産合計	32,204
		負債・純資産合計	49,328

(単位：百万円)

連結損益計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	金額
売上高	43,468	
売上原価	25,450	
売上総利益	18,017	
販売費及び一般管理費	14,841	
営業利益	3,176	
営業外収益		
受取利息・受取配当金	52	
持分法による投資利益	69	
受取賃貸料	110	
その他	96	328
営業外費用		
支払利息	42	
為替差損	86	
減価償却費	78	
その他	115	322
経常利益	3,182	
特別利益		
固定資産売却益	255	255
特別損失		
減損損失	41	
固定資産廃棄損	2	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	2	
事業再編損	769	817
税金等調整前当期純利益	2,620	
法人税、住民税及び事業税	967	
法人税等調整額	△73	893
当期純利益	1,726	
非支配株主に帰属する当期純利益	18	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,708	

計算書類

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	14,475	流動負債	11,502
現金及び預金	3,353	支払手形	116
受取手形	251	買掛金	1,823
売掛金	5,362	電子記録債務	1,276
商製品	658	短期借入金	4,800
製材品	1,607	関係会社短期借入金	563
原材料	1,252	リース債務	90
仕掛品	615	未払金	677
貯蔵品	89	未払費用	896
前払費用	146	未払法人税等	152
繰延税金資産	487	未払消費税等	201
関係会社短期貸付金	60	預り金	653
未収入金	395	製品保証引当金	220
支給材料未収入金	236	その他の流動負債	29
その他の流動資産	19	固定負債	1,064
貸倒引当金	△60	リース債務	149
固定資産	20,648	退職給付引当金	781
有形固定資産	14,525	役員退職慰労引当金	57
建物	6,330	資産除去債務	76
構築物	188	負債合計	12,567
機械及び装置	929	純資産の部	
車両運搬具	20	株主資本	22,105
工具器具及び備品	494	資本金	10,056
土地	6,211	資本剰余金	9,723
リース資産	222	資本準備金	5,000
建設仮勘定	127	その他資本剰余金	4,723
無形固定資産	311	利益剰余金	9,174
ソフトウェア	239	その他利益剰余金	9,174
リース資産	45	固定資産圧縮積立金	533
その他の無形固定資産	25	繰越利益剰余金	8,641
投資その他の資産	5,811	自己株式	△6,848
投資有価証券	1,116	評価・換算差額等	428
関係会社株式	3,021	その他有価証券評価差額金	428
関係会社出資金	846	新株予約権	21
従業員長期貸付金	3	純資産合計	22,556
関係会社長期貸付金	677	負債・純資産合計	35,123
繰延税金資産	4		
保証金	251		
保険積立金	128		
その他	9		
貸倒引当金	△249		
資産合計	35,123		

損益計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	金額
売上高	25,175	
売上原価	14,694	
売上総利益	10,480	
販売費及び一般管理費	9,384	
営業利益	1,096	
営業外収益		
受取利息・受取配当金	905	
受取手数料	181	
受取賃貸料	89	
その他	80	1,257
営業外費用		
支払利息	38	
為替差損	44	
減価償却費	54	
貸倒引当金繰入額	50	
その他	11	198
経常利益	2,154	
特別利益		
固定資産売却益	198	198
特別損失		
減損損失	41	
固定資産廃棄損	2	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	2	
事業再編損	710	758
税引前当期純利益	1,594	
法人税、住民税及び事業税	327	
法人税等調整額	△92	235
当期純利益	1,359	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

IDEC株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 姫 岩 康 雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、IDEC株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、IDEC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

IDEC株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 姫 岩 康 雄 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、IDEC株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

IDEC株式会社 監査役会

常勤監査役 古川正行 ⑩

監査役 谷口弘一 ⑩

監査役 阪本政敬 ⑩

監査役 川人正孝 ⑩

(注) 監査役、谷口弘一、阪本政敬、川人正孝の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

1 IoTを実現する製品を相次いで発売

MICROSmart



プログラマブルコントローラ FC6A形

「モノのインターネット」とも呼ばれるIoTを実現する「FL1F形」スマートリレーと、「FC6A形」プログラマブルコントローラを相次いで発売しました。これらの製品を制御盤や工作機械、食品加工機械などに組み込むことで、現場から離れた遠隔地でも、インターネットを通じて操作・監視することが可能となり、生産状況の分析などに活かすことができます。

IDECでは、このほかにもプログラマブル表示器などのネットワーク対応製品や、遠隔監視システムの構築などで新世代のものづくりに貢献しています。

2 「次世代につなぐ安心と安全」をコンセプトにSCF2015に出展

2015年12月、制御機器業界の総合展示会「システムコントロールフェア(SCF)2015」が東京ビッグサイトで開催されました。IDECは「次世代につなぐ安心と安全」というコンセプトを掲げ、IoTや少子高齢化、環境負荷低減など、社会的課題を切り口とした提案を行いました。

具体的には、人とロボットが協働する「スマート工場」実現に貢献する次世代安全機器や、生産現場で活躍するロボットの導入から設計、メンテナンスまでを提供する取り組みのほか、植物工場ソリューションの紹介などを行い、注目を集めました。



3 住宅のスマートハウス化を可能にする製品を発売

住宅のエアコンや照明、蓄電池、太陽光発電などを効率的にコントロールし、電力・ガス・水道などエネルギー使用量の「見える化」を実現するHEMS^(※1)コントローラを発売しました。IDECのパワーコンディショナと接続し、太陽光発電の発電状況や障害状況などをモニタリングできるほか、スマートハウス用のネットワークECHONET Lite^(※2)に対応しており、ユーザーが使いたいメーカーの製品を選定していただけます。



(※1)HEMS:Home Energy Management System
(※2)ECHONET Liteは一般社団法人エコーネット
コンソーシアムの登録商標です。

HEMSコントローラ



クラウドシステム

こんなところに

IDEC

IDECの主力事業の一つであるAUTO-ID(自動認識機器)事業では、リテール、ヘルスケア、物流、FA分野など、さまざまなシーンで活躍する製品を展開しています。
今回はその中でも、リテール分野で採用された製品の事例をご紹介します。

業界トップクラスの読み取りスピードと精度で セミセルフレジの普及にお役立ち

Magellan3200VSi / バーコードリーダー

特長

- システム組み込みに最適な薄型ワイドサイズ
- 優れた読み取りスピード、読み取り精度
- 外付けハンディスキャナを接続可能
- 機械的駆動部がなく優れた耐久性



お客様の
ご紹介

株式会社寺岡精工 TERAOKA

1934年創業の寺岡精工様は、国内で初めてとなる商業用バネばかりを発売された会社です。「新しい常識を創造する」という社是のもと、現在ではレジシステムなどストアソリューションを中心に、国内外で事業展開されています。

Pick Up!

セミセルフレジのスクアナとしてご採用

セミセルフレジとは、商品のバーコード読み取りのみを店員が行い、料金の支払いは精算機でお客様自身が行うシステムです。スーパーや専門店におけるレジでの待ち時間削減、店員不足への対応などの解決策として、ここ数年で急速に普及し、大手総合スーパーも導入を進めています。

寺岡精工様は業界で初めてセミセルフレジシステムを製品化し、業界をリードしておられますが、最新製品の「スピードセルフ」“WebSpeezaSL-C”のバーコード読み取り部としてIDECのバーコードリーダー「Magellan3200VSi」をご採用いただきました。今回ご採用いただいたこのバーコードリーダーは、優れた画像認識技術により、レーザータイプの製品に比べて、読み取りスピードが大幅に向上するとともに、誤読率(データの読み間違い)の低下も実現。寺岡精工様のセミセルフレジシステムの競争力向上に貢献しています。



「スピードセルフ」
“WebSpeezaSL-C”

他にご採用いただ
いているIDEC製品



外付け
ハンディスキャナ
QD2131



営業担当者の声

IDEC AUTO-ID
SOLUTIONS株式会社
営業部

赤穂 昌爾

優れた製品力とスピーディーな対応でお客様に貢献します

今回のご採用にあたっては、製品の読み取りスピードなどの機能面はもちろん、ソフト設計など私たちのスピーディーな対応も評価いただきました。

今後も、お客様のニーズを先取りする提案を積極的に行い、お客様のシステム向上に貢献してまいりたいと考えています。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
配当金受領株主確定日	期末配当金:3月31日 中間配当金:9月30日
株主名簿管理人事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先	☎0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)
公告の方法	電子公告により行います。 http://jp.idec.com/ja/aboutIDEC/ir/stockholder_info ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。

※株主さまの住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)にお問い合わせください。

配当金 配当金を受け取りに行くのが面倒なのですが…

配当金のお受け取りには、下記1～3の3つの方法があります。

現在、1の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく簡単な2または3の方法への変更をおすすめします。変更のお手続きに関しましては、お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください。

1. 郵便局等でのお受け取り

発行会社から郵送される「配当金領収証」を持参し、郵便局等で受け取る方法。

2. 証券口座でのお受け取り

各証券会社の保有株式に応じて、各社の証券口座で受け取る方法。

3. 銀行口座等でのお受け取り

配当金をご指定の金融機関口座で受け取る方法(個別銘柄ごとのご指定も可能です)。



- 郵便局等でのお受け取りの場合は、**受領期間内にお受け取りください。**
(やむを得ず期間が経過してしまった場合は、三井住友信託銀行証券代行部にお問い合わせください。)
- お支払開始日から満3年を経過した配当金につきましては、お受け取りができなくなりますのでご注意ください。

単元未満 単元未満(100株未満)株式を保有しているのですが…

単元未満株式は、そのままでは市場での売買ができません。

当社では、下記のように買取・買増請求制度を設けております。



100株未満の株式を、当社に対して市場価格で売却できる制度です。

(例) 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

当社に市場価格で
売却

60株 - 60株 = ¥ 現金化



100株(単元株)に不足する数の株式を、当社から市場価格で買い増し、単元株にすることができる制度です。

(例) 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

40株を、当社から
市場価格で購入

60株 + 40株 = 100株 単元株(100株)

※お手続きの詳細、手数料等は、お取引のある証券会社等にご確認ください。

お知らせ 株式が「特別口座」に眠っていませんか？

① 「特別口座」について

<p>お心当たり ございませんか？</p>	<p>お手元に株券がある(証券会社に株式を預けていない) 配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、 証券会社に預けている株式数が一致しない</p>	<p>お心当たりが ございましたら</p>	<p>株式が「特別口座」で 管理されている 可能性がございます</p>
---------------------------	---	---------------------------	---

■ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主さまは、三井住友信託銀行*へお問い合わせください。

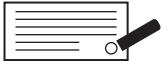
2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、三井住友信託銀行*にある「特別口座」で管理されております。制度上、「特別口座」に管理されているままでは、株式は証券市場で売買することができない等の制約がございます。ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主さまにおかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。

② 単元未満(100株未満)株式の買取・買増制度のご案内

「特別口座」にある単元未満株式については、買取または買増をご請求いただくことも可能です。ご希望の株主さまは、三井住友信託銀行*にお申し出ください。

<p>■お問い合わせ先 三井住友信託銀行 証券代行部</p>	<p>フリーダイヤル 0120-782-031 (土日休日を除く平日9:00~17:00) ホームページ http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html 各種お手続き用紙の印刷 http://www.smtb.jp/personal/agency/request/index.html</p>
------------------------------------	---

③ 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

<p>証券会社に口座を開設する。</p> <p>既に証券会社に株式の取扱いができる口座をお持ちであれば、新たに開設いただく必要はありません。</p> 	<p>三井住友信託銀行*に振替用の申請用紙を請求する。</p> <p>上記の三井住友信託銀行*のホームページから、お手続きに必要な申請用紙をダウンロードいただけます。</p>	<p>申請用紙に必要事項を記入・押印して三井住友信託銀行*に送付する。</p> 	<p>これで手続きは完了です。 証券会社の口座に株式が振替わります。</p>
--	---	---	--

*特別口座の口座管理機関は、2015年11月28日より三菱UFJ信託銀行から三井住友信託銀行に変更となりました。

株主総会会場ご案内略図

開催日時 2016年6月17日(金曜日) 午後3時

開催会場 当会社本店 2階ホール

大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号 TEL:06-6398-2500(代表)

■ 交通のご案内 ※お車でのご来場はご遠慮願います。



JR & 地下鉄御堂筋線 新大塚駅

: 地下鉄4号出口より
バス
地上へ降りた場所に
係員が待機しております。

: 地下鉄4号出口より
徒歩
約20分。

阪急宝塚線 三国駅

: 改札口付近に係員が
バス
待機しております。

: 北口より約10分。
徒歩

13:30から14:40までの間、地下鉄新大塚駅および阪急三国駅より送迎バスを運行します。



■ JR(新幹線・在来線)よりお越しの方

改札口(3階)を出ましたら、新幹線のりば(中央口)へ向かい新大塚阪急ビル内すぐ左手のエスカレーターで降り、地下鉄御堂筋線のりばへお進みいただき、4号出口を出て階段を降りてください。

■ 地下鉄(御堂筋線)よりお越しの方

千里中央寄り階段(A・B)を降り、4号出口を出て階段を降りてください。



IDEC株式会社
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号
TEL:06-6398-2500 FAX:06-6398-2540
URL: <http://jp.idec.com>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。